

令和2年
1月1日
第130号

全植検協通報

《 発 行 》
一般社団法人全国植物検疫協会
東京都千代田区内神田3-4-3
Tel 03(5294)1520



新年を迎えて (写真：相森神社)

会長 花島 陽治

新年明けましておめでとうございます。年の始めにあたり会員及び関係者の皆様にとって本年が良い年でありますよう心からお祈りいたします。また、皆様からは当協会への特段のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、米国と中国との貿易摩擦問題やイギリスのEU離脱案件は当事国のみならず、我が国の経済活動に大きな影響を与える事態となることは、皆様ご承知のことと思います。また、昨年秋以降、隣国韓国との政治・経済面での関係悪化も懸念されましたが、最近、改善の方向に向かう報道もされ、今後の動向が注目されます。

一方、国内に目を向けると、昨年は台風15号、19号により千葉県、長野県、宮城県など東日本の多くの地域で洪水、土砂崩れ、高波などの災害に見舞われ大きな被害が発生し、我が国の経済活動に大きな影響を及ぼしました。被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、関係者のご健勝を願っております。

昨年9月から約2か月間にわたって開催されたラグビー・ワールドカップは試合での熱戦以外にも、選手たちの心温まる行動や選手たちを受け入れる人達の“おもてなし”など明るい話題が報

道され、多くの人達に感銘を与えたことと思います。今年開催されるオリンピック、パラリンピックでも参加全選手の活躍を期待するとともに、訪日外国人との交流などを通じ、イベント全体を盛り上げて欲しいと思います。

植物検疫では、昨年11月8日に開催された公聴会において植物防疫法施行規則と輸入植物検疫規程の一部改正案が示されましたが、今後、関係規則の施行に当たっては当協会も円滑な運用に協力して参る所存です。農産物の輸出に関連しては、昨年4月、農林水産省から「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」を受託し(3年目)、相談窓口となる地域協会と連携し事業を推進して参りました。本年3月までの事業期間ですが、引き続き、サポート専門家をはじめとする皆様のご理解とご協力をお願い致します。

昨年1年間の業務を無事に終了できたことは、ひとえに会員各位のご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。今後とも農林水産省の担当部局との連携をより一層密にし、当会事業を円滑に推進する所存ですので、引き続き皆様のご指導、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願い致します。

国際植物防疫年2020について

農林水産省消費・安全局植物防疫課課長補佐 重見鉄平 氏



2020年は国連が定めた「国際植物防疫年 (International Year of Plant Health 2020)」です。この国際年は、植物病害虫のまん延防止の重要性に対する世界的な認識を高めることを目的としており、国連は、植物病害虫のまん延防止は、飢餓・貧困の撲滅など、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に重要であるとしています。

国連食糧農業機関 (FAO) によると、世界の食料の80%以上が植物由来で、植物病害虫の被害により世界の食料生産の20%~40%が損失しているとされています。植物病害虫が新たな地域に侵入・まん延すると、農業生産に甚大な被害が生じたり、森林破壊が生じる可能性があり、また、根絶するのに多額の費用が生じる場合があります。日本においても過去に農作物の重要害虫であるウリミバエが侵入し、根絶するために20余年の歳月と204億円もの費用がかかりました。近年、日本への入国者の急激な増加などにより、植物の移動に伴う病害虫の侵入リスクが高まっています。また、2020年は東京オリンピック、パラリンピックの年でもあり、多くの外国人旅行者が訪日することが見込まれ、病害虫の侵入・まん延防止の重要性はますます高まっています。

農林水産省では、植物病害虫の侵入・まん延防止のため、諸外国から輸入される植物の海空港での輸入検査、日本から諸外国に植物を輸出する際の輸出検査、特定の病害虫のまん延を防止するための国内防除や移動規制を行っています。しかしながら、植物防疫制度は一般の方々に十分認知されているとは言えない状況です。

このため、農林水産省では、国際植物防疫年2020の機会を活用し、植物防疫の重要性について、関係機関・企業や教育機関等と連携して国内で広く周知したいと考えています。この一環として、国際植物防疫年2020に貢献する取組を行う関係機関・企業等を農林水産省がオフィシャルサポーターとして認定する制度を実施します。農林水産省は、オフィシャルサポーターが実施した取

組を農林水産省ホームページ等で紹介する予定です。関係機関・企業等が行う取組の例としては、企業等のホームページ、SNS、広報誌等での国際年の情報掲載 (国際年のロゴの掲載を含む)、植物防疫に関する広報資料の配布・掲示、イベント、セミナー、研修等での紹介などを想定しています。国際年の趣旨に沿った取組であればオフィシャルサポーターとして認定する予定です。関係業者の皆様においても、オフィシャルサポーターへの応募を検討頂ければと思います。詳しくは以下のURLをご覧ください <http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/iyph/attach/pdf/iyph-5.pdf>。

国際的には、昨年12月にローマのFAO本部で国際年の開始イベントが開催されたほか、FAOがフォトコンテストを実施中です。また、本年4月の国際植物防疫条約の閣僚級会合、10月のフィンランドでの国際カンファレンスなど、世界的なイベントも開催予定です。

最後になりますが、1月11日 (土) 13時からBS-TBS政府広報番組の冒頭コーナー「霞が関からのお知らせ」において国際植物防疫年2020が紹介される予定です。また、本年10月には、日本郵便から国際植物防疫年2020の記念切手が発行される予定です。国際年という貴重な機会を捉えて、2020年の1年間を通じて植物防疫に関する認識を高める年にしたいと考えていますので、関係業者の皆様にも是非ご協力を頂ければと思います。



国際植物防疫年2020開始イベント (2019年12月、ローマ)

植物防疫法施行規則の一部改正等に係る公聴会の開催

令和元年11月8日、農林水産省三番町会議所において標記公聴会が開催された。当局から検査証明書の添付を要しない植物の追加（植物防疫法施行規則の一部改正）及びリン化アルミニウムくん蒸によるグラナリアコクゾウムシの消毒基準の追加（輸入植物検疫規程の一部改正）について説明があり、公述人からはばら積み貨物のガスの残留、燻蒸剤の残渣処理等を懸念する意見と臭化メ

チルの継続使用を求める要望が述べられた。当協会の古茶顧問も公述人として参加し、植物検疫の国際基準に適合していること及び病害虫の侵入を防止する観点からも検査証明書の添付を要求する運用に賛成の意見が述べられた。

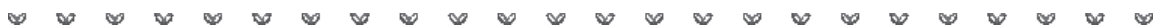
議長からは、公聴会での意見やパブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえ、今後の対応を省内で検討する旨の説明があった。



輸出用木材こん包材検討委員会の開催

令和元年12月17日（火）、全農薬ビル（千代田区内神田）において標記委員会が開催され、会長からの諮問事項（認定及び登録負担金に係る消

費税）について意見交換が行われた。委員の意見を踏まえ、事務局が答申案を取りまとめ、会長報告することとなった。



イベントにおける輸出サポート事業の活動

令和元年10月30日（水）グランフロント大阪において開催された「GFP 超会議 in 大阪」が開催されたことから、サポート専門家の協力を得てチラシ配布（約100枚）と相談対応を行った。ワークショップでは、当協会を始め生産者、小売業者、輸出者等が参加し、輸出を促進させるためのアイデアや課題克服策等の意見交換が行なわれた。

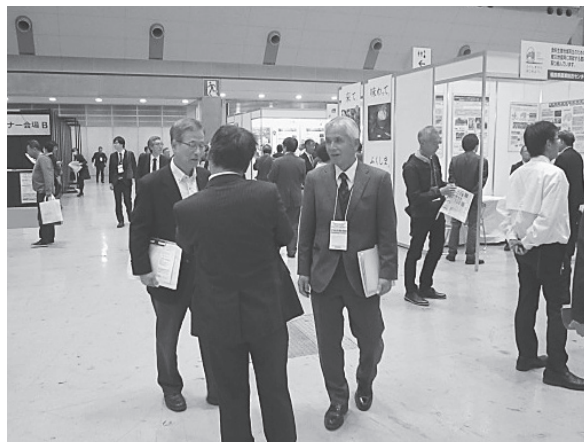
サポート専門家と協力し、チラシ約260枚を配布するとともに、同会場において農産物の輸出相談に対応した。

11月27－29日、千葉県の幕張メッセにおいて「第3回輸出EXPO」が開催されたことからサポート専門家の協力を得て、事業説明と農産物の輸出相談を行った。3日間で約450枚のチラシを配布するとともに、62件を超える輸出相談に対応した。

11月20－21日、東京ビックサイトにおいて開催された「野菜・果実ワールド」においてサポ



GFP 超会議 in 大阪での活動



野菜・果実ワールドでの活動

植物検疫関係規則の一部改正に係る通知について

農林水産省消費・安全局長から、当協会に規則改正について通知がありましたので、お知らせします。

令和元年11月28日付け元消安第3669号 「輸出国における検疫措置を必要とする植物に関する植物検疫実施要領の一部改正について」

令和元年11月28日付け元消安第3670号 「アルゼンチン産グレープフルーツ、スウィートオレンジ、レモン、エレンデーク、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について」

令和元年11月28日付け元消安第3671号 「南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びにスワジランド王国産スウィートオレンジ、プレー

プフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について」

令和元年11月28日付け元消安第3672号 「南アフリカ共和国産パーリンカ種のぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について」

令和元年12月9日付け元消安第3837号 「アメリカ合衆国産りんご生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について」

令和元年12月16日付け元消安第3903号 「ベトナム産ティエウ種のれいしの生果実に関する植物検疫実施細則の制定について」



令和元年度植物検疫全国研修について

本年度の全国研修は次の日程で行われます。

日時：令和2年2月4日（火）13時～17時
場所：ナチュラルック神田北口駅前店3階大会議室（千代田区神田鍛冶町3-3-3）

- ①バナナの新パナマ病の現状と対策（仮）
東京農工大学農学部教授 有江 力 氏
- ②種苗業界の巡る最近の状況（仮）

（一社）日本種苗協会 （講師未定）

- ③植物防疫所における検疫対応について（仮）
横浜植物防疫所業務部長 森田富幸 氏

- ④植物検疫を巡る最近の状況について（仮）
農林水産省消費・安全局植物防疫課

課長補佐 皿海 宏樹 氏



事務局便り

令和2年2月4日（火） 植物検疫全国研修（ナチュラルック神田北口駅前店）
令和2年2月21日（金） 第10回業務企画委員会（全農薬ビル）
令和2年3月13日（金） 第24回理事会（ホテルラングウッド、日暮里、15時～）
同年5月中旬 第25回理事会（書面決議）
同年6月18日（木） 第26回理事会（ホテルラングウッド、14時～）及び
第9回定時社員総会（同、15時～）



冒頭写真について

梶森神社（日本橋）は烏森神社（新橋）、柳森神社（神田）とともに、江戸三森の一社として、日本橋に設けられています。